社会福祉法人祉栄会　役員報酬及び費用弁償規定

（目　　的）

第１条　この規定は、社会福祉法人祉栄会　定款第八条に基づき法人役員報酬、費用弁償について定めるものである。

（定　　義）

第２条　本規定でいう役員とは、理事・評議員及び監事をいう。

（報　　酬）

第３条　理事長報酬　　週５日常勤

役　職　名	月　額　報　酬	賞　与
理　事　長	842,000 円	な　し

２　退職金については理事長のみ信金経営者年金に加入するものとし、掛金は法人が負担する。

（支給方法）

第４条　理事長の報酬は、正規職員給与規定に定める職員給与支給日に支給し、非常勤の役員については理事会・評議委員会毎に支給する。

（費用弁償）

第５条　理事、監事及び評議員が、理事会又は評議員会等に出席した場合は、1 回当たり 15,000 円を費用弁償として支給する。ただし、施設の職員（施設長等）が理事、監事及び評議員の場合は支給しない。

２　役員が出張する場合には、社会福祉法人祉栄会給与規定を準用する。

（慶弔費等）

第６条

役員の慶弔等は次のとおりとする。

項　目	金　額	適　用
叙勲、褒章等	30,000 円と花	
役員退任	100,000 円以内	一期２万円を目安とする
死　亡	30,000 円と花	
その他必要時	相当額	理事長が定める

（準　　用）

第 7 条　役員報酬等の支給に関し、この規定に定めのない事項については、社会福祉法人社栄会就業規則ならびに給与規定を準用する。

（そ の 他）

第 8 条　この規定の改正は、理事会及び評議員会の決議を得てから改正する。

付　則

この規定は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 5 年 12 月 9 日から改正施行する。

この規定は、令和 6 年 6 月 15 日から改正施行する。

この規定は、令和 7 年 12 月 3 日から改正し令和 8 年 1 月 1 日から施行する。